

定 款

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社 三共)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 SANKYO と称し、登記上はこれを株式会社三共と表示する。

2 当社の英文社名は SANKYO CO., LTD. と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 遊技機の製造および販売
- (2) 不動産賃貸業
- (3) ゴルフ場の経営
- (4) 建築工事、電気工事、電気通信工事、内装仕上工事、管工事の設計・施行・監理および請負
- (5) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、14,400 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主 1 名でなければならない。この場合株主または代理人は、その代理権を証する委任状を株主総会ごとに当社に提出するものとする。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、会社に保存する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

3 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を選定することができる。

（取締役会の権限）

第 24 条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

（取締役会の招集および議長）

第 25 条 取締役会は、取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関するその他の事項は、別に取り締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の権限)

第 33 条 監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか当会社における監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 39 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（中間配当の基準日）

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

